

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務
に係る協力について

計10枚（本紙を除く）

Vol.374

平成26年5月2日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971、3937、3949)
FAX：03-3503-7894

老高発0502第1号
老振発0502第2号
老老発0502第2号
平成26年5月2日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務
に係る協力について（依頼）

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）が、平成25年12月13日に公布され、関係政省令等についても所要の改正が行われ、平成26年7月1日より施行することとしています。

これにより、①生活保護法の指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化や②介護保険法の指定又は開設許可があったときの生活保護法の指定介護機関のみなし指定の導入、③不適切な事案等への対応の強化が図られることとなりますが、特に上記②の円滑な実施に当たっては、下記の事項について、生活保護担当部局等と連携の下に介護保険担当部局において協力いただくとともに、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、生活保護法の改正内容の詳細及び指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、別添「生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について」（平成26年4月25日付社援保発0425第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（写）のとおり、当省社会・援護局保護課より各都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局に対し周知していることを申し添えます。

記

- 1 介護保険担当部局において、生活保護担当部局と十分な連携を図るとともに協力をを行うよう配慮願いたい事項

(1) 都道府県及び管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）の介護保険担当部局

ア 都道府県及び管内の市町村の介護保険担当部局において、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護法の指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護法の指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、提出すること。

イ 都道府県及び管内の市町村の介護保険担当部局は、都道府県の生活保護担当部局に対し、生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を含む。）に関する情報について、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により提供すること。

(2) 指定都市及び中核市の介護保険担当部局

ア 指定都市及び中核市の介護保険担当部局において、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第54条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護法の指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護法の指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する指定都市又は中核市の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、提出すること。

イ 指定都市及び中核市の介護保険担当部局は、指定都市又は中核市の生活保護担当部局に対し、生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関に関する情報について、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により提供すること。

2 地方厚生（支）局との連携

介護保険担当部局は、介護保険法第71条第1項の規定により、介護保険法の指定居宅サービス事業所として指定を受けたものとしてみなされた保険医療機関等が、生活保護法の指定介護機関についても指定を受けたものとしてみなされることについて、当該保険医療機関等を管轄する地方厚生（支）局と密に連絡を取り、生活保護担当部局に周知

すること。

3 留意事項

- (1) 上記1の内容については、別添「生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について」（平成26年4月25日付社援保発0425第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（写）の2の（1）及び（2）のとおり、地方自治体の生活保護担当部局からも介護保険担当部局に対して協力の依頼を行うものとしていること。
- (2) 介護サービス事業者は要介護高齢者等の身体及び生命に直接関わるサービスを提供しており、法令遵守が求められることから、悪質な事業者や介護支援専門員を排除するため、介護保険法第69条の2第1項第3号、第77条第1項第10号等において「国民の福祉に関する法律」について規定し、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2及び第35条の5において列挙した法律（以下「列挙法律」という。）において一定の事由に該当した事業者等の登録拒否や指定取消しを可能としている。
今般、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第164号）において介護保険法施行令を改正し、列挙法律に生活保護法を加えること。



社援保発0425第15号
平成26年4月25日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務
に係る留意事項等について

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）については、平成25年12月13日に公布され、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「施行令」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）並びに「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下、「運営要領」という。）についても所要の改正を行い、平成26年7月1日より施行することとしている。

今般、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」という。）、施行令及び規則を踏まえ、指定介護機関の指定事務に関する留意事項等を下記のとおり整理したので、御了知の上、関係機関とも連携を図りながら、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、当通知については、当省老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課と協議済みであることを申し添える。

記

1 新法における指定介護機関制度等の見直し

旧法では、法による介護扶助を担当する介護機関（以下「指定介護機関」という。）の指定及び指定取消しについて、具体的な要件が規定されておらず、不適正な介護機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、新法では、介護保険の取扱い等を参考に指定介護機関制度についても見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

(1) 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事(指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)は指定介護機関の指定をしてはならないものとしたこと。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定介護機関の指定をしないことができるものとしたこと。

(欠格事由の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定介護機関が、新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があつたとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

(2) 介護保険法の指定又は開設許可があつたときの指定介護機関のみなし指定

ア 介護機関について、新法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、新法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものとする。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないとしたこと。(新法第54条の2第2項関係)

イ 新法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、新法別表第2の下欄に掲げる場合(介護保険法の規定による事業の廃止があつたとき、指定の取消しがあつたとき、又は指定の効力が失われたとき)は、その効力を失うものとしたこと。(新法第54条の2第3項関係)

(3) 不適切な事案等への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定介護機関の開設者であつた者についても、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、帳簿

書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとしたこと。(新法第 54 条の 2 第 4 項で読み替えて準用する第 54 条関係)

イ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該介護機関から、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。(新法第 78 条第 2 項関係)

ウ 指定介護機関への指導体制の強化

指定介護機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定介護機関については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定介護機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定介護機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。(新法第 54 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する新法第 84 条の 4 関係)

2 介護保険法の指定又は開設許可があつたときの指定介護機関のみなし指定に係る留意事項

上記 1 (2) のとおり、新法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、介護保険法の指定又は開設許可があつた介護機関については、別段の申出がない限り、指定介護機関の指定を受けたものとみなされるものとしているが、都道府県、指定都市及び中核市の生活保護担当部局は、介護保険担当部局と連携を図り、必要な協力を得られるよう体制を整備すること。

(1) 都道府県の生活保護担当部局

都道府県の生活保護担当部局は、都道府県の介護保険担当部局に対して、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

なお、下記ア (イ) における介護機関からの申出書の提出に当たっては、当該介護機関から都道府県の生活保護担当部局へ直接送付する方法や、都道府県又は市町村の介護保険担当部局や市町村の生活保護担当部局を経由して都道府県の生活保護担当部局へ送付する方法等が考えられるが、いずれの方法にせよ都道府県の介護保険担当部局と十分に調整すること。

ア 都道府県及び管内の市町村(指定都市、中核市を除く。)の介護保険担当部局において、介護保険の指定又は開設許可の申請があつた介護機関に対して、別紙様式例を参考に作成した書面により、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があつたときは、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局(国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を含む。）に関する情報について、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、都道府県の生活保護担当部局に提供すること。

(2) 指定都市及び中核市の生活保護担当部局

指定都市及び中核市の生活保護担当部局は、それぞれ市の介護保険担当部局に対して、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

なお、下記ア（イ）における介護機関からの申出書の提出に当たっては、当該介護機関から指定都市又は中核市の生活保護担当部局へ直接送付する方法や、介護保険担当部局を経由して生活保護担当部局へ送付する方法等も考えられるが、いずれの方法にせよ介護保険担当部局と十分に調整すること。

ア 介護保険担当部局において、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、別紙様式例を参考に作成した書面により、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する指定都市又は中核市の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関に関する情報について、生活保護担当部局と介護保険担当部局が協議し定めた所定の方法により、指定都市又は中核市の生活保護担当部局に提供すること。

(3) その他

ア 都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ）の生活保護担当部局は、新法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、指定介護機関の指定を受けたものとみなされた介護機関に対して、一般指導等を通じて、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、法による介護サービスを適切に提供するよう十分に周知すること。

イ また、当該指定介護機関は、上記 1（2）イのとおり介護保険法における事業の廃止等があったときは法による指定の効力も失うものであるが、当該指定介護機関の名称その他規則で定める事項の変更等があったときは、同条第 4 項の規定により読み替えて準用する第 50 条の 2 の規定による変更届等の提出が必要であることに留意すること。

ウ 都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局からの情報提供や変更届等に基づき、指定介護機関名簿を随時更新し、管内の指定介護機関の情報について適切に管理すること。

3 新法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

(1) 指定介護機関に対する新法の内容の周知徹底

都道府県の生活保護担当部局は、管内の指定介護機関に対して、上記1に掲げる指定介護機関制度等の見直しに関する事項及び下記に掲げる施行に伴う指定事務に関する事項について予め周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求めること。

ア 旧法の指定を受けている指定介護機関は、施行日において新法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされるものとしたこと。(改正法附則第6条第1項関係)

イ 当該指定介護機関は、新法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものではないため、当該指定介護機関が新法別表第2の下欄に掲げる場合(介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定若しくは開設許可の取消しがあったとき、又は指定若しくは開設許可の効力が失われたとき)においても、法による指定の効力は失われないこと。

ウ ただし、当該指定介護機関が旧法第54条の2第2項の規定による指定を受けたもの(地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設)については、新法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものとみなされ、当該指定介護機関が新法別表第2の下欄に掲げる場合には、法による指定の効力は失うものであること。(改正法附則第6条第2項関係)

(2) その他

ア 上記(1)ア及びウの指定については、新法第55条の3第1項第1号の規定による告示は不要であること。

イ 新法の規定による指定介護機関は、指定医療機関と異なり、施行日以降1年以内の申請や6年毎の更新は要しないものであること。

ウ 新法第54条の2第1項の規定による新規の指定を受けようとする者は、新法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものとしたこと。(改正法附則第8条関係)

指定日については、施行日以降の日付における当該介護機関の希望する日を参考にしながら決定すること。

別紙様式例（申出書）

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする

介護事業者の方へ

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合（※）には、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書について必要事項を記載のうえ、●●●●●に提出してください。

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

(別紙)

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

(申出先) ○○知事 (市長)

住所

申出者 (開設者)

氏名

印